

## 平成 25 年度決算に基づく「財政健全化法」に係る 4 指標等の状況

平成 26 年 10 月 2 日  
門真市長 園部 一成

(単位 : %)

|         | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 門真市     | —      | —        | 7.1     | 42.1   |
| 早期健全化基準 | 11.96  | 16.96    | 25.0    | 350.0  |
| 財政再生基準  | 20.00  | 30.00    | 35.0    |        |

|         | 資金不足比率 |         |
|---------|--------|---------|
|         | 水道事業   | 公共下水道事業 |
| 門真市     | —      | —       |
| 経営健全化基準 | 20.0   | 20.0    |

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(「財政健全化法」)が公布され、平成 20 年 4 月から一部施行(公表の義務化)となり、平成 19 年度決算より、地方公共団体の財政の健全性に関する 4 つの指標等の公表制度が設けられました。また、平成 20 年度決算より、「早期健全化団体」、「財政再生団体」もしくは「経営健全化団体」に該当すると、「早期健全化計画」、「財政再生計画」もしくは「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、行財政上の措置を講ずることとなっています。

健全化指標等は、8月末に監査委員による審査が終わり、今後決算特別委員会で議論され、12 月の第 4 回定例会において認定に関する議決が行われる予定となっておりますので、上記の値は暫定値となっております。

## 1. 財政健全化 4 指標

### 1) 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計、都市開発資金特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が対象)の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(単位: %)

| H25 | H24 | 早期健全化<br>基準 | 財政再生<br>基準 | 備 考                                 |
|-----|-----|-------------|------------|-------------------------------------|
| —   | —   | 11.96       | 20.00      | 早期健全化基準は<br>標準財政規模により<br>11.25%～15% |

(単位:千円)

|                | 実質収支額<br>(H25) | 実質収支額<br>(H24) |
|----------------|----------------|----------------|
| 一般会計           | 265,901        | 254,528        |
| 都市開発資金特別会計     | 0              | 0              |
| 公共用地先行取得事業特別会計 | 0              | 0              |
| 一般会計等合計        | 265,901        | 254,528        |
| 標準財政規模         | 26,928,919     | 26,562,676     |

平成 25 年度は、平成 24 年度に引き続き、国民健康保険事業特別会計の累積赤字解消のため 7 億円の繰出しを行ったものの、財政調整基金等の活用により 2 億 66 百万円の黒字となり、平成 24 年度に比べ 11 百万円の増となっています。

単年度収支が黒字となった主な要因としては、平成 24 年度に比べ、歳出において、公債費で 2 億 11 百万円の増となったものの、人件費で 5 億 98 百万円の減となったことなどによります。

今後も、市税等の歳入環境の好転が見込めない状況ではありますが、平成 23 年 7 月に策定した「財政健全化計画・中期財政見通し」に基づき市税等の徴収率の向上など自主財源の確保に努めながら、将来にわたって健全な行財政運営をめざします。

## 2) 連結実質赤字比率

一般会計等に、国民健康保険事業特別会計等の特別会計や水道事業会計を加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

| H25 | H24  | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 備 考                           |
|-----|------|---------|--------|-------------------------------|
| —   | 1.66 | 16.96   | 30.00  | 早期健全化基準は標準財政規模により16.25%～20.0% |

(単位:千円)

|               | 実質収支額または<br>剰余額（H25） | 実質収支額または<br>剰余額（H24） |
|---------------|----------------------|----------------------|
| 一般会計等合計       | 265,901              | 254,528              |
| 国民健康保険事業特別会計  | ▲2,598,621           | ▲3,205,142           |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | 62,918               | 69,399               |
| 水道事業会計        | 2,777,275            | 2,299,793            |
| 公共下水道事業特別会計   | 107,984              | 137,979              |
| 連結実質赤字        | (615,457)            | ▲443,443             |

平成 25 年度は、水道事業会計の資金剰余額が 4 億 77 百万円の増となつたことに加え、国民健康保険事業特別会計においても、累積赤字解消のため一般会計より 7 億円の繰出しを行ったことにより、実質収支が 6 億 7 百万円の増となったことに伴い、連結実質赤字が解消され、連結実質赤字比率は「一」となっています。

本比率は、多額の累積赤字の状況にある国民健康保険事業特別会計を持つ本市にとって、財政運営上重要な課題であることから、さらに国民健康保険事業特別会計の累積赤字の削減に努めるとともに、今後とも連結実質赤字が発生しない健全な行財政運営を行っていきます。

### 3) 実質公債費比率

消防等の一部事務組合や広域連合会計も対象に、一般会計等が負担する市債(借金)等に係る元利償還金等の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

| H25 | H24 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 備 考     |
|-----|-----|---------|--------|---------|
| 7.1 | 6.9 | 25.0    | 35.0   | 3年平均の数値 |

平成 25 年度は、7.1%で、早期健全化基準を下回る結果となり、平成 24 年度に比べ 0.2% の増となっています。

これは、平成 25 年度から平成 24 年度に発行した土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債などの償還が始まったことなどにより、公債費が 2 億 11 百万円の増になったことに伴うものです。

公債費が増加すると、経常収支比率が上昇し、義務的経費に縛られ、単独事業等が制限されることとなります。

平成 26 年度以降については、「門真市第5次総合計画」に基づくまちづくり、老朽化施設の整備を行うための建設事業にかかる市債の発行を見込んでおり、引き続き、将来的な公債費の推移を見据えた市債発行を行い、適正水準を維持する必要があります。

#### 4) 将来負担比率

消防等の一部事務組合や広域連合会計も対象に、一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

| H25  | H24  | 早期健全化<br>基準 | 財政再生<br>基準 | 備 考    |
|------|------|-------------|------------|--------|
| 42.1 | 46.2 | 350.0       | 基準なし       | ストック指標 |

平成 25 年度は、42.1%で、早期健全化基準を下回る結果となっており、平成 24 年度に比べ 4.1% の減となっています。

これは、平成 24 年度に比べて、連結赤字額が解消され、公営企業債等の償還のために一般会計が繰出しを行う見込額が 4 億 44 百万円、退職手当負担見込額が 2 億 40 百万円の減になったことに伴うものです。

比率は早期健全化基準を十分に下回っていますが、市債残高は公共下水道事業特別会計等も含めると、929 億 64 百万円あるなど、将来の負担は決して小さくはなく、今後、徐々に減少させていく必要があります。

## 2. 資金不足比率

本市においては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の資金不足額の事業の規模に対する比率

(単位：%)

|         | H25 | H24 | 経営健全化基準 |
|---------|-----|-----|---------|
| 水道事業    | —   | —   | 20.0    |
| 公共下水道事業 | —   | —   | 20.0    |

どちらの事業も黒字のため、資金不足比率は「—」となっています。当分の間は黒字が見込めますが、今後も適正な料金設定を行い黒字堅持の経営を行う必要があります。

## 3. 早期健全化団体になると

財政健全化計画の策定(議会の議決要)及び外部監査の要求が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し公表することとなり、財政のいわば「不健全団体」と認識されます。

その場合、本市の自治体としての信用度が著しく低下することから、起債や一時借入金の利率が高くなるなど負担増になることは必至で、また、定住率の一層の低下が懸念され、その結果、より厳しい財政運営に陥るという悪循環になると考えられます。

また、早期健全化団体の場合、「自主的な改善努力の範囲」という位置づけではありますが、実質的に大阪府や国の指導・監督的な傾向が強くなり、住民サービスに関しても、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づく裁量が大きく低下することになるものと考えられます。

#### 4. 新しい「財政健全化法」の概要

